

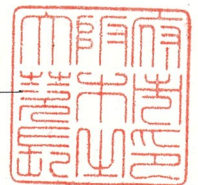
公 示 送 達

下記の送達すべき書類について、送達を受けるべき者の住所・居所等が明らかでなく、送達不能のため、地方税法第20条の2及び茨木市市税条例第7条の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は、茨木市水道部営業課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月7日

茨木市長 福岡 洋



記

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 送達する書類名 | 令和8年 4月精算 定期納付書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 田中 優斗
岸良 尚哉 |